

貨物自動車運送事業者の許可の取消処分

関東運輸局自動車運送事業安全管理室

No	事業者名	主たる事務所の位置	営業所の名称及び位置	処分年月日	行政処分の内容	違反条項	違反行為の概要
1	和泉キャリア 株式会社	神奈川県横浜市 鶴見区 獅子ヶ谷3-9-5	・本社営業所 神奈川県横浜市鶴見区獅子ヶ谷3-9-5	平成23年9月16日	貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づく許可取消処分	貨物自動車運送事業法第17条第1項他	輸送の安全他